

制定済自治体 条例規定項目

※ ○に続く数字は、各自治体の条例で該当項目が規定されている条番号を表します。

資料 1

分野	項目	清瀬市	多摩市	三鷹市	国分寺市	小平市	調布市	東村山市	計
目的・原理・原則等	条例の(制定)目的	○ 1	○ 1	○ 1	○ 1	○ 1	○ 1	○ 1	7
	コミュニティ、地域・市民活動、市民活動等の保証・支援	○ 11	○ 7	○ 31	○ 10	○ 15,16	○ 10	○ 11	7
	条例の位置付け 最高規範性		○ 2	○ 3	○ 35	○ 37	○ 3		5
	条例内で用いる用語の意義・定義		○ 3	○ 2	○ 2	○ 37	○ 2		5
	市政運営の基本理念・基本方針				○ 3	○ 2	○ 4	○ 2	4
	市政運営の基本原則		○ 4					○ 3	2
	男女共同参画	○ 3				○ 8			2
	地方自治の本旨・人権の尊重	○ 5							1
各主体の責務等	市民の責務・義務・役割	○ 12	○ 6	○ 4,5	○ 5	○ 4	○ 5	○ 5	7
	市長の役割、責務、宣誓		○ 14	○ 9	○ 20,21	○ 20	○ 7	○ 7	6
	市民の権利		○ 5	○ 4,5		○ 4,5,6,7		○ 4	4
	市議会の責務		○ 10	○ 7	○ 17	○ 18			4
	市議会の権限 役割 議会運営の基本原則		○ 9	○ 8		○ 17	○ 6		4
	市議会議員の役割、責務		○ 11		○ 19	○ 19			3
	職員の役割、責務				○ 25	○ 22		○ 8	3
	市長以外の執行機関(行政・教育委員会)の責務等			○ 10	○ 22,23	○ 21			3
	市の責務、役割、立場	○ 4,13	○ 15	○ 12					3
	地域活動団体、事業者、法人等の権利 責務等			○ 6		○ 9			2
	市議会の情報公開 開かれた議会			○ 7	○ 18				2
	市議会の設置		○ 8		○ 16				2
	市民がまちづくりの主体であること	○ 2							1
	市長の権限		○ 13						1
	市長の設置		○ 12						1
補佐職の設置			○ 11					1	
住民参加・協働	参加(参画)・協働の権利保障、配慮、推進、支援		○ 21,22,27		○ 4,8	○ 10,11,12	○ 9	○ 12,14	5
	住民投票		○ 28	○ 35	○ 11	○ 14		○ 20	5
	協働推進基盤整備(市民会議等の設置、運営)	○ 9,10		○ 30	○ 9	○ 13			4
	計画策定・条例制定・事業や施策実施の各過程への参加(参画)	○ 8	○ 24,25,26	○ 29	○ 6				4
	協働のまちづくり 市民参加による市政運営 人材育成	○ 13		○ 32				○ 13	3
	参加(参画)・協働の方法(形態)、手続き		○ 23		○ 7				2
	住民投票の発議・請求		○ 29					○ 21	2
	附属機関等の委員の公募				○ 24				1
適正・公平な行政運営	情報公開	○ 6	○ 18	○ 14	○ 12		○ 8	○ 10	6
	市の組織体制 組織編成 人材育成 能力開発	○ 13	○ 16	○ 20	○ 29	○ 25	○ 15,17		6
	行政評価 検証		○ 26	○ 25	○ 30	○ 29	○ 14	○ 19	6
	応答責任 意見・要望・苦情等への対応		○ 20	○ 18	○ 31	○ 28	○ 18		5
	個人情報の保護		○ 19	○ 15	○ 15	○ 27		○ 10	5
	総合計画、基本構想、基本計画の位置付け等			○ 13	○ 27	○ 24	○ 12	○ 15,16	5
	情報共有		○ 17		○ 14	○ 26		○ 9	4
	説明責任 広報活動の充実	○ 7	○ 20	○ 17	○ 13				4
	財政運営 出資			○ 24,27	○ 28	○ 32	○ 13		4
	市政運営の基本原則、基本方針、市民意見の反映				○ 26	○ 23		○ 18	3
	政策法務			○ 22		○ 31	○ 11		3
	行政手続き、行政サービス提供の基本原則			○ 23		○ 30			2
	危機管理 安全・安心の保護			○ 28			○ 16		2
	オンブズマン オンブズパーソン			○ 19	○ 31				2
	パブリックコメント 市民提案			○ 16					1
	公益損失の防止				○ 32				1
	監査			○ 26					1
	情報収集 管理							○ 10	1
透明、効率的、適法、公正な市政運営			○ 21,24					1	
行政改革							○ 17	1	
連他携団・体協と力の	他の自治体等との連携 災害時協力等		○ 15	○ 37	○ 33	○ 34,35	○ 19	○ 21	6
	国、都県等との政府間関係			○ 36	○ 33	○ 33	○ 19	○ 21	5
	海外自治体等との連携及び国際交流推進(外国人支援)			○ 38	○ 34	○ 36			3
	市民、地域、学校、NPO、出資団体、官公庁等との連携、協力			○ 33,34					1
・条例改正管理	条例の検証 改正 見直し	○ 14				○ 38	○ 21	○ 23	4
	自基条例推進会議等の設置 条例の普及・推進		○ 30					○ 22	2
	他の条例との整合 条例の見守り						○ 20	○ 22	2